

令和5年度第1回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

- 1 開催日時 令和5年4月12日（金）13：30～15：30
- 2 開催場所 太宰府市役所 3F 庁議室
- 3 出席者
（委員） 熊谷 善昭委員
宮内 紀子委員
百田 繁俊委員
三輪 貴代委員
古賀 靖子委員
（筑紫野太宰府消防組合消防本部）
長野次長、梶原総務課長、川原総務企画係長、神原主任
（市事務局）
高原総務部長、村田総務部経営企画担当理事、立石文書情報課長、宮崎文書情報係長、山口主任主事
- 4 傍聴者 0名
- 5 議事 （4 議題(1)までは筑紫野太宰府消防組合消防本部と合同開催）
 - 1 委嘱状交付
 - 2 太宰府市長あいさつ
 - 3 委員及び事務局職員紹介
 - 4 議 題
 - (1) 審議会会長の選任及び会長代理の指名
 - (2) 審議会の所掌について
 - (3) 審議会の運営要領について
 - (4) 情報公開法制の現状と課題
 - (5) 個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置について
- 6 議事概要
 - (1) 審議会会長の選任及び会長代理の指名
会長は熊谷委員が選任され、会長代理は百田委員が指名された。

【筑紫野太宰府消防組合情報公開・個人情報保護審議会開催(13：45～14：10)】

- (2) 審議会の所掌について
事務局から「資料2 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例」に沿

い、説明を行った。

(3) 審議会の運営要領について

事務局から「資料3-1 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則」、「資料3-2 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会運営要領(案)」について説明を行った。質疑、意見はなく、委員全員承認により原案で決定した。

(4) 情報公開法制の現状と課題

事務局から「資料4 情報公開法制の現状と課題」に沿い、説明を行った。質疑応答を行い、審議会として対応方策を検討することとなった。対応方針案を作成し、次回、案を基に審議を行うこととなった。

(主な審議内容)

【A委員】10ページ(6) 不開示情報(非公開情報)としての個人の権利利益を害するおそれがある非識別情報について、これまでの情報公開の事例で、もし、本市の条例にこの条文があれば判断が異なり非公開または一部公開になったであろうという事例はあるか。

【事務局】実際の情報公開請求事案ではないが、本市の下水で薬剤が流れたという事案がある。仮に情報公開請求があった場合、はっきりとした場所は特定されなくても、被害を受けた土地は情報によっては特定され得ると思われる。そういった情報が開示されてしまうと、土地の資産価値にも影響があったり、マイナス方向に働くおそれがあるため、非常にセンシティブな問題になりうるだろうという事例がある。

【A委員】9ページ(5) 不開示情報(非公開情報)としての社会的差別につながるおそれがある情報として判断を行うことのあった事例はあるか。

【事務局】実際の事例はないが、本市も人権都市宣言を行っており、また、太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例を制定している自治体でもある。

【B委員】今回は個人情報保護法の改正に合わせて改正するものか。他の自治体も同じような動きをしているのか。

【事務局】本市では個人情報保護法改正に合わせて、3月議会で情報公開条例の一部改正を行っている。個人情報保護法制にも情報を開示する制度があり、その制度と情報公開制度の整合性を図る必要があり、その改正を行っている最中に「情報」の用語の使い方等、明らかに変えた方がいいのではないかと見えてきて、条例を見直していくべきであろうという問題意識を持ったところ、この度、課題としてあげさせていただいた。本市独自の取組である。

- 【B委員】太宰府市の条例は、相対的に不開示の範囲が狭い（開示の範囲が広い）条例になっているという印象がある。
- 【事務局】実際、本市だけではなく周辺自治体との取引もある事業者について、当該事業者の情報に対する公開請求が本市にあり、事業者へ意見を求めた際、個別の契約内容の部分であったため開示について難色を示され、周辺自治体では不開示になるのではないかとの意見を伝えられたということがある。
- 【事務局】6ページ(1)のように、情報公開条例を改正せずとも、行政手続条例において解釈を詰めると対処できるものもあるかと思うが、法的に可能かどうかということに加え、市民の目線から分かりやすいか分かりにくいかということも含めてご意見をいただきたい。
- 【A委員】6ページ、20ページ春日市の情報公開条例第3条の2の各号はいずれも却下ということだが、この却下という処分自体が不服申立ての対象となるものか。なるとすれば、この却下との処分をするとおそらく不服申立てがなされ、かえって事務が煩雑になるのではないか。
- 【事務局】行政手続条例に基づく処分になるので、不服申立ての対象となると考える。本当に情報の公開を求めている方と、明らかな権利濫用者は見分けがつくと思うが、グレーな請求もかなりある。例として、市の事務の誤りを確認するために情報公開請求を次々行うといった場合まで、却下という判断を行ってよいものか、判断が悩ましいものもある。そのような対応について我々では答えが見えないため、ご意見をいただきたい。
- 【B委員】春日市の条例においても、「正当な理由なく」と「権利の濫用」に当たるということはかなりハードルが高いように思う。
- 【事務局】いくつか権利濫用と認められた裁判例もある。文書の破棄を阻止するための開示請求等の事例もあるが、事実認定は非常に難しいと感じている。
- 【会長】これは今日ここで結論を出すということではなく、継続的に審議をするということによいか。
- 【事務局】この場では、今後、委員の皆様のご意見をいただけるかどうかというところで、本日の会議で、具体の条文をどう変えていくべきという結論をいただく想定しているわけではない。
- 【C委員】先ほど事務局から説明があった下水に薬剤が流されたという例だが、薬剤がどういうものかにもよるが、11ページの春日市ですが、薬剤が流れてきたら人の生命にかかわってくる情報であり、11ページ不開示にするよりは公開した方がいいような内容のような気もするが、そういうことか。
- 【事務局】中には公開すべき情報とそうでない情報が混在する可能性はある。10ページの個人に関する情報を開示するという局面において、

本市では個人が特定できれば公開する条文となっており、筑紫野市では特定できなくても誰かの権利利益を害するおそれがある場合は公開しないという建付けになっている。先ほどの条文は、いくら非開示情報であったとしても人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報であれば公開するというものである。その土地に住んでいる人からすれば開示しないでくれということになり、また、例えば下流域で農業などを営む方にとっては健康被害等が考えられるという視点で公開請求されますと得られる情報もあるかと考える。実際の請求内容によって、（一般人基準ではなく特定人基準で判断した場合）どこを開示すべきか、当てはまるかということとは違ってくる場合もあるかと思う。

【C委員】土地価格以前に自分が死ぬかもしれないと思うと情報は開示してほしいと思われ、（べき論として）公開・非公開いずれの意見も出てきそうである。

【B委員】10ページの筑紫野市の条文には、ただし次に掲げる情報を除くとあるため、やはりその情報について開示しなければ人の生命に影響を与えると、公にすることが必要であるという、そちらの方が優先されるという条文の作りであるのかなと思う。

【事務局】本市では第10条において号レベルでのバッティングもあろうかと思えます。個人に関する情報は原則公開しないこととなるが、3号事業を営む個人の情報との関係で、どこまでを個人に関する情報と判断するか、我々としてもどうしていくべきか悩ましい場合もある。

【会長】本審議会としてこれらの課題・検討事項に対し、何らかの知見を提供できるのではないかと考える。本審議会として対応方策を検討することとしたいと思うが、よろしいか。承認の方は挙手願う。

<全員挙手>

【会長】審議会では対応案を検討することとする。百田委員、宮内委員で専門的な観点から対応方針案を次回までに検討していただきたい。次回それを基に多角的な観点から審議を進めたいと考えている。三輪委員、古賀委員には特に市民目線の観点からご意見・ご指摘をいただきたいが、いかがか。

【委員】はい。

【会長】事務局が提示している事項以外にもお気づきの点があればご指摘をいただきたい。

(5) 個人情報保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置について

事務局から「資料5 個人情報保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置について」に沿い、説明を行った。次回、事

務局案を提示し、諮問を行う。

(主な審議内容)

【A委員】近隣市の状況はどうか。

【事務局】特定個人情報ほどの自治体も法に沿って運用を行っているため、安全管理措置の規定は定めているようである。個人情報の安全管理措置については確認していない。

【B委員】2ページにある安全管理措置の具体的措置は、3ページであるセキュリティポリシーの規定で全体として規定はされているということか。

【事務局】包括的に規定している。他方、個人情報保護法においては、個人情報の漏えい等があった場合は個人情報保護委員会に報告しなければならないとされており、個人情報保護法専用の特別ルールがいくつかあるが、そのような規定まではセキュリティポリシーには書かれていないという状況である。

【B委員】アクセス制限等についても規定があるのであれば、個人情報保護に特化したものをまた更に作るということについて、それはどうかというところがよくわからない。個人情報保護委員会の話などは規定が必要かと思ったが、情報管理全体としてやっているとするさらには特化したものが必要なのかなというところはある。

【事務局】そのあたりも含めてどうしていくべきか詰めていく。

【B委員】マイナンバーは厳格に管理しているか。

【事務局】職員ごとのアクセス制御等もおこなっている。

【会長】次回安全管理措置規定案を諮問されるということでよいか。

【事務局】はい。

【D委員】マイナンバーの情報が漏れたので一時停止することと国から指示があったが、漏えいと関係ない自治体が停止する必要があるのかという議論があったというような新聞記事を見たが、太宰府市は自分のところは漏れていないけど、他で漏れたらどうするかとかは検討しているか。規定はあるかか。

【事務局】本市において漏えい等事故があったということであれば、拡大しないような処置を行い、また関係機関への迅速な連絡等によりその対応を行うが、他市の事故に対しての対応規定はない。

【B委員】その自治体だけの問題ではなく、全国の問題になりそうなものだとすると、それは国の方から対応方針が出るのかなと思う。

【事務局】その通りである。

【会長】今回は具体的な内容の諮問があるとのことなので、またその時にご意見をいただければと思う。